

告 示

埼玉県告示第三百五号

平成二十四年埼玉県告示第七百四十三号（埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例第二十七条第二項第四号等の知事が定める手順）は、廃止する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕